明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

所　長崎拘置支所　鹿児島拘置
支所　那覇拘置支所　松戸拘置
支所　尼崎拘置支所

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十八人以内を置く。

2　［略］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

［二・三　略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
［項を削る。］		
京都刑務所	滋賀拘置支所	大津市
	舞鶴拘置支所	舞鶴市
［略］		

［二・三　略］

所　鹿児島拘置支所　那覇拘置
支所　松戸拘置支所　尼崎拘置
支所

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十一人以内を置く。

2　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　刑務所

名称	位置
［同上］	
黒羽刑務所	大田原市
［同上］	
滋賀刑務所	大津市
［同上］	

［二・三　同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
滋賀刑務所	彦根拘置支所	彦根市
京都刑務所	舞鶴拘置支所	舞鶴市
［同上］		

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久